

関係者に対する処分等について

1. 関係者の処分（役職名は当時）

停職 3 月

- ・ 本社 有料道路部長（現・中日本高速道路株横浜支社調査役）
- ・ 本社 有料道路部長（現・西日本高速道路株本社調査役）
- ・ 本社 有料道路部長（現・西日本高速道路株本社経営企画本部調査役）

停職 2 月

- ・ 本社 高速道路部長（現・中日本高速道路株本社建設事業部長代行）
- ・ 本社 有料道路建設課長（現・中日本高速道路株横浜支社建設事業部調査役）
- ・ 本社 有料道路建設課長（現・西日本高速道路株関西支社建設事業部調査役）

停職 1 月

- ・ 本社 有料道路建設課長（現・中日本高速道路株本社情報システム部長）

減給 1 月（労働基準法上の上限額）

- ・ 本社 有料道路建設課長（現・西日本高速道路株本社建設事業部調査役）
- ・ 支社等 構造技術課長等 18 名
- ・ 支社等 建設部長 2 名

戒告

- ・ 支社等 支社長・副支社長・建設部長 19 名

文書厳重注意

- ・ 支社 副支社長 2 名
- ・ 本社 企画部調査役 2 名

口頭厳重注意

- ・ 支社 支社長 1 名
- ・ 本社 企画部長 1 名

（処分対象者合計 53 名）

2. 報酬の自主返上（役職名は当時）

総 裁	近藤 剛	（現・中日本高速道路株代表取締役会長）	報酬月額 30% を 3 ヶ月返上
理 事	井上 啓一	（現・東日本高速道路株代表取締役社長）	報酬月額 10% を 3 ヶ月返上
理 事	奥田 楯彦	（現・西日本高速道路株代表取締役社長）	報酬月額 10% を 3 ヶ月返上
理 事	山本 正堯	（現・西日本高速道路株専務取締役）	報酬月額 10% を 3 ヶ月返上
東京建設局長	高橋 文雄	（現・中日本高速道路株代表取締役社長）	報酬月額 10% を 1 ヶ月返上
東京建設局長	青野 捷人	（現・東日本高速道路株常務取締役）	報酬月額 10% を 1 ヶ月返上